様式第4号の2(第10条関係)

個人情報取扱委託事務概要書

令和２年４月１日現在

事務の名称	地域交流促進事業 (個人情報取扱事務登録簿　登録番号　6　)
事務の目的	各国料理教室による地域交流の啓発促進
所管課	人権文化センター
対象者	住民
受託者の名称	島本町人権まちづくり協会
委託事務の内容	料理教室参加者名簿の作成

基本的事項	経歴の状況	財産等の状況
□ 個人番号	□ 学業・学歴	□ 所得・収入
■ 氏　名	□ 職業・職歴	□ 資産の状況
□ 性　別	□ 資　格	□ 課税・納税
□ 生年月日等	□ 賞　罰	□ 取引の状況
□ 本籍・国籍	□ 成績・評価	□ 債務の状況
■ 住　所	□ 職業上の地位	□ 口座番号
■ 電話番号	□	□
□	□	□
心身の状況	**生活の状況**	**制限記録項目**
□ 家族状況	□ 家族状況	□ 思想・信条・宗教
□ 運動能力	□ 親族状況	□ 人種・社会的身分
□ 健康状態	□ 婚姻	□ 犯罪に関する事項
□ 傷病歴	□ 社会的活動	□ 審議会意見事項
□ 障　害	□ 趣味・嗜好	□
□ 写　真	□	□
□	□	

備　考

委託契約書

島本町立人権文化センター（以下「甲」という。）と島本町人権まちづくり協会（以下「乙」という。）は、業務委託契約（以下「本契約」という。）を次のとおり締結する。

（委託業務）
第１条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。
（１）地域ふれあい事業
（２）環境整備事業

（委託料）
第２条　委託料については、次のとおりとする。
１　甲は乙に対し、本業務の対価として金２５９,０００円を支払う。
２　甲は前項に定める委託料を乙の指定する口座に振り込む方法によって支払う。

（契約期間）
第３条　契約期間は、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までとする。

（再委託の制限）
第４条　乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

（契約の解除）
第５条　甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
（１）相手方が本契約の各条項に違反したとき
（２）相手方に重大な過失または背信行為があったとき
（３）その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

（協議）
第６条　本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

（個人情報の取扱い）
第７条　個人情報保護の観点から、本事業で得られた個人情報については、本事業のみで使用し他に流用してはならない。また、個人情報の管理の徹底を期す。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ各１通を保管する。

令和２年４月１日

甲　住所　　大阪府三島郡島本町桜井２丁目１番１号

[redacted]　氏名　　島本町
町 長　　山 田 紘 平　　印

乙　住所　　大阪府三島郡島本町広瀬二丁目２２番２７号

氏名　　島本町人権まちづくり協会
会 長　　野 間 哲 夫

[redacted]

地域ふれあい事業委託仕様書

１、目的

本事業は、島本町立人権文化センターで行われる、地域ふれあい事業（料理教室）を住民により近い視点で行うとともに、人権の視点を盛り込む事により、人権が身近に感じられることを目的とする。

２、事業内容

本事業は講師指導援助の下、調理実習を年間３回開催

３、実施場所

島本町立人権文化センター１階料理教室

４、実施期間

契約予定日	令和２年４月１日
事業開始日	令和２年４月１日
事業終了日	令和３年３月３１日

５、実施予定

① ５月～７月
② ９月～１１月
③ ２月～３月

※ 交流促進 / 多文化理解 / 子育て支援

６、実施体制

・実施事業に応じて適正な人員を確保し、事業を行う。
・担当部署との連絡調整、各種報告書等作成。
・トラブル発生時における対応と報告。
・事業実施に伴う物品については、実施場所に備え付けられているもの以外は、受託事業者が必要に応じて準備する。

環境整備事業委託仕様書

１、目的

本事業は、島本町立人権文化センター周辺の環境整備を目的に除草や低木の剪定作業を行うもの。

２、事業内容

除草作業（２回）
低木剪定作業（２回）

３、実施場所

島本町立人権文化センター敷地内及び周辺

４、実施期間

契約予定日	令和２年４月１日
事業開始日	令和２年４月１日
事業終了日	令和３年３月３１日

５、実施予定月

①除草作業については、担当部署と調整を行い実施する。
・５月～７月
・９月～１２月

②剪定作業については、樹木によって時期があるので適切な時期に行う。
・５月～９月
・１２月～３月

６、実施体制

・事業実施に応じて適正な人員を確保し、作業を行う。
・担当部署との連絡調整、各種報告書等作成
・トラブル発生時における対応と報告
・事業実施に伴う物品については、実施場所に備え付けられているもの以外は、受託事業者が必要に応じて準備する。

様式第4号の2（第10条関係）

個人情報取扱委託事務概要書

令和２年５月１日現在

事務の名称	会議録作成事務 （個人情報取扱事務登録簿　　登録番号　　）
事務の目的	会議録を効率的に作成し、公開する
所管課	政策企画課（会議所管課）
対象者	各会議中に議題等となった者
受託者の名称	株式会社会議録研究所
委託事務の内容	会議中に録音した音声データについて、ＡＩ（人工知能）を活用して、テキストに変換する。

基本的事項	経歴の状況	財産等の状況
□ 個人番号 ■ 氏　名 ■ 性　別 ■ 生年月日等 ■ 本籍・国籍 ■ 住　所 ■ 電話番号 □	■ 学業・学歴 ■ 職業・職歴 ■ 資　格 ■ 賞　罰 ■ 成績・評価 ■ 職業上の地位 □ □	■ 所得・収入 ■ 資産の状況 ■ 課税・納税 ■ 取引の状況 ■ 債務の状況 ■ 口座番号 □ □
心身の状況	**生活の状況**	**制限記録項目**
■ 家族状況 ■ 運動能力 ■ 健康状態 ■ 傷病歴 ■ 障　害 ■ 写　真 □	■ 家族状況 ■ 親族状況 ■ 婚姻 ■ 社会的活動 ■ 趣味・嗜好 □ □	□ 思想・信条・宗教 □ 人種・社会的身分 □ 犯罪に関する事項 □ 審議会意見事項 □ □

備　　考

再委託なし。

庁内の各会議における会議録作成に用いる。

業務番号	

契約書

大阪府島本町

契約書

1　業務の名称	会議録作成支援システム（音声認識システム）運用業務
2　履行場所	島本町役場（大阪府三島郡島本町桜井二丁目１番１号）
3　履行期間	自　令和２年　５月　１　日 至　令和３年　３月３１日
4　契約金額	①導入初期費用　一式　１１０，０００円 （うち消費税及び地方消費税額　１０，０００円） ②会議録作成支援システム基本料　月額　５，５００円 （うち消費税及び地方消費税額　５００円） ③会議録作成支援システム使用料（従量プラン） ３０分あたり　３，３００円 （うち消費税及び地方消費税額　３００円） ※３０分に満たない分については切り上げ
5　予定会議時間	年間　１２０時間
6　契約保証金	□ 契約保証金　円 □ 契約保証金に代わる担保の提供（保証の額　円） □ 有価証券等の提供（島本町財務規則第98条第1項） □ 金融機関等の保証（島本町財務規則第115条第2項第1号） ☑ 免除（島本町財務規則第117条第３号による。） □ 公共工事履行保証証券による保証（保証の額　円） □ 履行保証保険契約の締結（保証の額　円） □ その他
7　適用除外条項	第４条、第３２条

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記７のとおり。）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年５月１日

発注者
住　所　大阪府三島郡島本町桜井二丁目１番１号
島本町
氏　名　町長　山　田　紘　平　㊞

受注者
住　所　東京都新宿区町谷八幡町１６番
株式会社会議録研究所
氏　名　代表取締役　妹　尾　潤

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（仕様書、個人情報を取り扱う契約の特記事項をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その使用料を支払うものとする。

３　発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第１２条に定める受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

６　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

８　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

１０　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、茨木簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（法令上の責任等）

第２条　受注者は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他関係法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）の規程を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）

第３条　この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務工程表の提出）

第４条　受注者は、この契約締結後１４日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。

この場合において、第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前２項の規定を準用する。

4　業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第５条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第４号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関の保証

(4)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2　前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、導入初期費用、会議録作成支援システム基本料と契約月数、会議録作成支援システム使用料と予定会議時間を乗じた額の総額（以下「契約総額」という。）の１０分の１以上としなければならない。

3　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4　使用料の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約総額の１０分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5　第１項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

6　第１項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は当該保証契約をもって、この契約に基づき受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

（権利義務の譲渡等）

第６条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2　受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第７条　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2　受注者は、発注者の承諾なく、設計図書（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3　受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前２項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

4　前３項の規定は、この契約が終了した後においても、同様とする。

（一括再委託等の禁止）

第８条　受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4　受注者は、第２項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。

（特許権等の使用）

第９条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権の発明等）

第１０条　受注者は、業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。

2　前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

（監督職員）

第１１条　発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2　監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

⑴　発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示

⑵　この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

⑶　この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

⑷　業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3　発注者は、２名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5　この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（業務責任者）

第１２条　受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したと

きも、同様とする。

2　業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第１３条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（特定個人情報を取扱う者）

第１２条の２　受注者は、業務の履行において、特定個人情報を取扱う場合には、特定個人情報を取扱う者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

（業務責任者等に対する措置請求）

第１３条　発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第８条第２項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

（履行報告）

第１４条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（貸与品等）

第１５条　発注者が受注者に貸与し、又は支給する器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2　受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない

3　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4　受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5　受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第１６条　削除

（条件変更等）

第１７条　受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後１４日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは使用料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第１８条 発注者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第２０条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは使用料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第１９条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは使用料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第２０条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は使用料を変更しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第２１条　受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、使用料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第２２条　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

３　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは、使用料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第２３条　履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第２１条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（使用料の変更方法等）

第２４条　使用料の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が使用料の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

（臨機の措置）

第２５条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

３　発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が使用料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分について

は、発注者がこれを負担する。

（一般的損害）

第２６条　業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第１項、第２項若しくは第３項又は第２７条の２第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第２７条　業務の実施に伴い第三者に及ぼした損害（第３項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３　前２項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第２７条の２　業務を完了する前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、仮設物又は作業現場に搬入済みの器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（仮設物又は作業現場に搬入済みの器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第６項において「損害合計額」という。）のうち、使用料の１００分の１を超える額を負担しなければならない。

５　損害の額は、損害を受けた仮設物又は器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における業務に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「使用料の１００分の１を超える額」とあるのは「使用料の１００分の１を超える額か

ら既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（使用料の変更に代える設計図書の変更）

第２８条　発注者は、第９条、第１６条から第２２条まで、第２５条又は第２６条の規定により使用料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、使用料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の使用料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第２９条　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内に、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

３　受注者は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときには、設計図書及び発注者の指示に従い、受注者の責任においてこれを補正しなければならない。

第３０条　削除

（使用料の支払）

第３１条　受注者は、第２９条第２項の検査に合格したときは、使用料の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に使用料を支払わなければならない。

３　発注者が、その責めに帰すべき事由により第２９条第２項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分払）

第３２条　受注者は、業務の完了前に、既に業務を完了した部分（第２９条第２項の規定により検査職員の検査に合格したもの。以下「既履行部分」という。）相応する使用料相当額について、次項から第７項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月１回を越えることができない。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を書面により発注者に請求しなければならない。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から１０日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

４　前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

５　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場

合においては、発注者は、当該請求を受けた日から起算して３０日以内に部分払金を支払わなければならない。

6　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、使用料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から１０日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦使用料相当額×（９／１０）（債務が性質上不可分の契約）

部分払金の額≦使用料相当額（債務が性質上可分の契約）

7　第５項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び第６項中「使用料相当額」とあるのは「使用料相当額からすでに部分払の対象となった使用料相当額を控除した額」とするものとする。

（不払に対する業務中止）

第３３条　受注者は、発注者が第３１条又は第３２条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中断した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは使用料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（債務不履行に対する受注者の責任）

第３４条　受注者は、業務について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2　前項の報告を受けた場合、又は受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行の追完を請求し、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求し、又はその履行の追完に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、発注者は、損害の賠償を請求することができない。

3　前項の規定は、第３７条第１項及び第２項に定める解除権の行使を妨げない。

4　第２項において、受注者が負うべき責任は、第２９条第２項又は第３２条第３項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第３５条　受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、発注者が履行期間後に完了する見込があると認めたときは、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求することができる。

2　前項の延滞違約金の額は、使用料（第３０条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額）から第３２条に規定する部分払に係る使用料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3　発注者の責めに帰すべき事由により、第３１条第２項又は第３２条第５項の規定による使用料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

第３６条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約総額の１０分の２に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

⑴　受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第４９条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第６２条第１項に規定する納付命令（同法第７条の２第４項又は第２０条の２から第２０条の６までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第６３条第２項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。

⑵　この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされたとき。

⑶　確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が、示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

⑷　受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

２　前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第３条若しくは第８条第１号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第９６条の６に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

３　第１項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の使用料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から支払の日における民事法定利率（民法第４０４条第３項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。）の割合による利息を付さなければならない。

（発注者の解除権）

第３７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

⑴　正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

⑵　履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

⑶　正当な理由なく第３４条第２項に定める追完がなされないとき。

⑷　この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。

⑸　前各号のほかこの契約事項に違反したとき。

２　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

⑴　第６条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(2) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。

(3) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 受注者が第４３条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 島本町暴力団排除条例（平成２６年島本町条例第８号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(10) 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

(11) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

３　前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

（誓約書の提出）

第３８条　受注者及び暴力団排除条例第７条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第３９条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除する。

(1) 暴力団排除条例第８条第１項第６号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

(2) 暴力団排除条例第８条第１項第７号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人との契約の解除の求めを拒否したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第４０条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約総額から既に実施し発注者の検査に合格した業務に対する金額を差し引いた金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 第３７条の規定によりこの契約が解除された場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）

⑵　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

⑴　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

⑵　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

⑶　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（契約解除に伴う損害賠償金）

第４１条　前条第１項に規定する場合（前条第２項によりみなされた場合を含む。）において、発注者に生じた損害額が、前条第１項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（業務完了前の発注者の任意解除権）

第４２条　発注者は、業務が完了するまでの間は、第３７条第１項、同条第２項及び第３９条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第４３条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

⑴　第１８条の規定により設計図書等を変更したため使用料が３分の２以上減少したとき。

⑵　第１９条の規定による業務の中止期間が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

⑶　発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（解除の効果）

第４４条　この契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第３２条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。

（解除に伴う措置）

第４５条　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

２　受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（第８条第２項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3　前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、受注者が負担する。

4　第２項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

5　第１項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第３７条又は第３９条の規定によるときは発注者が定め、第４２条又は第４３条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第１項後段及び第２項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（保険）

第４６条　受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第４７条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期日を経過した日から使用料の支払いの日まで年２．６パーセントの割合で計算した利息を付した額を発注者の支払うべき業務委託料から相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2　前項の追徴をする場合において、発注者は、受注者から遅延日数につき年２．６パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

（人権啓発研修）

第４８条　受注者は、この契約に基づき受託業務に従事する者が基本的人権について正しい認識を持って当該業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うものとする。

（個人情報の保護）

第４９条　受注者は、個人情報の保護に関し、島本町個人情報保護条例（以下「条例」という。）第１６条第１項に基づく次の事項を順守しなければならない。

(1)　提供資料等の厳重な保管及びその運搬にあたっては責任者が細心の注意を持って行うこと。

(2)　提供資料等の目的外利用の禁止

(3)　提供資料等の複写及び複製の禁止

(4)　事故発生時の報告の義務

(5)　提供資料等の返還義務

(6)　知り得た個人情報に関し、条例第２８条等の罰則の規定に抵触したときは処罰される場合がある。

（消費税等額の変動）

第５０条　この契約締結後、消費税法(昭和６３年法律第１０８号)等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

（契約外の事項）

第５１条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

業 務 仕 様 書

1　内容

(1)　議事録作成支援システム『Pro VoXT』並びに、音声認識結果編集ソフト『Ami Voice Rewriter』は、株式会社アドバンスト・メディア社が提供するサービスです。

(2)　受注者は、発注者に対し、ProVoXT 並びに、Ami Voice Rewriter の運用支援及び保守サービス業務を行うものです。

2　会議録作成支援システム（音声認識システム）運用業務に係る使用料の支払い

会議録作成支援システム（音声認識システム）運用業務に係る使用料の支払いは、次のとおり年４回に分割し支払うものとします。

初期費用については、初回請求時に合わせて請求するものとします。

	使用料支払該当月	支払月数
第１回	５月から６月まで	２ヵ月
第２回	７月から９月まで	３ヵ月
第３回	１０月から１２月まで	３ヵ月
第４回	１月から　３月まで	３ヵ月

3　納品形態

名称	数量
・音声認識システム『Pro VoXT』	ASP サービス
・音声認識エンジン	標準辞書
・音声認識結果編集ソフト『Ami Voice Rewriter』	USB キー／１ライセンス （うち、１ライセンスはシステム使用料に含む）
・マニュアル	電子マニュアル（CD-ROM）

4　音声認識ソフトウェア『Pro VoXT』

(1)　音声認識機能は不特定話者対応で事前に話者の音声の登録･学習が不要であること。

(2)　音声認識機能は単語認識ではなく連続音声認識であり、発話内容を一字一句文字化できること。

(3)　話し言葉（特に議会特有、会議特有の話し言葉）が音声認識できること。

(4)　ユーザー辞書の追加登録ができること。その際、発言者名に関してはその他の単語とは区別して辞書登録ができること。

(5) 上記ユーザー辞書の登録はダイアログでの一語ずつの登録以外に、CSV テキストファイルで複数語の一括登録も出来ること。
(6) 間投詞等のフィラー（不要語）を認識し、意味のある単語と区別できること。
(7) 自動的に句読点の出力ができること。
(8) 単語単位で音声認識結果に複数の候補をデータとして保持すること。
(9) 録音音声と認識結果のテキストをひとつのファイル（VText ファイル）で保存できること。
(10) 発話の息継ぎを自動検出し、そのタイミングで発話区間を決定できること。
(11) 人間の発話音声とその他の音を統計的な手法を用いて区別し、発話区間の検出ができること。
(12) 指定時間区切りで、録音認識中に自動的に録音音声と認識結果のテキストを一つのファイル（VText ファイル）に保存できること。その際、区切りのポイントが発話中であった場合、発話完了まで待って保存されること。
(13) 音声ファイル（WAV,WMA,WMV,MP3,MP4,m4a）に対し、音声認識処理ができること。
(14) 話者の振り分けができること。また、話者振り分けデータを指定しない場合は、話者推定が行えること。
(15) 出力される音声認識データ（時間情報の入った録音音声と認識結果のテキスト（編集結果のテキスト）をひとつにしたデータファイル）を自動で分割して保存できること。
(16) ユーザーにて単語が登録できること。
(17) 音声認識処理の進捗が確認できること。
(18) 音声認識設定を保存し、保存した設定の選択ができること。
(19) Pro VoXT 定額利用料の中に、音声認識結果編集ソフト『Ami Voice Rewriter』1ライセンスを含む。

5 音声認識結果編集ソフト『Ami Voice Rewriter』

(1) 発話者、発話開始時間、発話終了時間、認識結果文字列、編集結果文字列、編集者名、備考が並べて表示できること。
(2) その際、必要な項目列のみを表示できること。
(3) 認識結果文字列、編集結果文字列を表示する行数を選択できること。（1～3行）
(4) 発話区間の開始時刻と終了時刻が画面上で確認できること。
(5) 候補単語の表示は、文字列の直下もしくは編集枠右側の専用枠、もしくは非表示へ切り替えができること。
(6) 音声信号は波形表示され、発話区間も視覚的に表示できること。
(7) 音声波形表示の時間軸およびレベルを縮小・拡大できること。
(8) 波形表示位置を移動させるためのスクロールバーがあること。
(9) その際、全体に対する表示枠の比率が、スライド枠の長さに対する比率になるようにスクロールバーの長さが変化すること。
(10) 選択した文字のかな漢字再変換（IME 機能）ができること。
(11) 発話区間以外の区間の音声は自動的にスキップできること。
(12) キーボードショートカットおよびツールバーのカスタマイズが自由に設定できること。
(13) キーボードとマウスを使用して編集作業ができること。
(14) キーボードのみでも（マウスを使わなくても）編集作業ができること。

⒂ USB キーを用いてソフトウェアの起動制限ができること。

⒃ 保守業者は書き起こした編集結果（議事録テキスト）を学習して、新しい分野や初めての話題などを含む当該議会、会議特有の語句･表現が認識できるよう、言語モデル･辞書をチューニングするサービスを提供できること。

6　ユーザID 及びパスワード

⑴ 発注者から部署名・フリガナ・メールアドレス等を提供後、受注者は速やかにＩＤ及びパスワードを発行するもものとします。ＩＤ・ＰＷにおける条件並びに発行数等は発注者・受注者の協議によるものとします。

⑵ 発注者並びに受注者は、ユーザＩＤ及びパスワードを第三者に開示、提供、貸与、第三者との共有をしてはならず、また第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます）するものとします。

7　禁止行為

⑴ 本サービスに関する情報を改竄する行為

⑵ 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為

⑶ 第三者又は受注者の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為

⑷ 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者又は受注者の個人情報を収集する行為

⑸ 本サービスの利用又は提供を妨げる行為

⑹ 第三者又は受注者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為

⑺ 法令又は公序良俗に反する行為

⑻ 受注者の信用を傷つけ、又は受注者に損害を与える行為

⑼ その他受注者が不適切と考える行為

⑽ 発注者が、前項の定めに該当する場合、受注者は、本サービスの提供を一時的に停止するか、又は利用契約を解除することができるものとします。

8　情報等の取扱い

⑴ 発注者からお預かりした情報の本サイト上での保管期間は以下に定めるとおりとします。ただし、解約日をもってお預かりした情報は全て本サイト上から削除致します。

お預かり情報	本サイトからの削除タイミング
①　音声ファイルと音声変換後テキスト	アップロード日から 90 日後
②　チューニングファイルにアップロードしたデータ（編集済み VText ファイル、Word 等）	アップロード日から 90 日後
③　出席者名簿、登録単語	発注者自身で削除を行った時

⑵ 前項の定めに拘らず、保管期間内にシステム障害、ハードウェア障害、ソフトウェア障害、その他その原因を問わず、お預かりした情報がいかなる場合でも削除、消去、消失しないことを保証するものではありません。お預かりした情報のバックアップの責任は、発注者にあります。

個人情報を取り扱う契約の特記事項

（秘密保持義務）

1　受注者は、この契約の履行により直接、または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また契約期間満了後も同様とする。

（目的外利用及び外部提供の禁止）

2　受注者は、個人情報を発注者の指示する目的以外に使用し、及び第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止）

3　受注者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、個人情報を取り扱う業務の一部について、やむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託先の業者名、再委託の内容及び業務執行の場所を発注者に通知し、発注者の承諾を得なければならない。また、当該受託者に対しても、この契約の内容を遵守させなければならない。

（複写及び複製の禁止）

4　受注者は、個人情報のすべて、または一部を発注者の許可なく複写し、または複製してはならない。発注者の許可を受けて複写し、または複製したときは、当該複写物、または複製物を焼却、裁断等により利用できないように処分しなければならない。

（授受及び保管）

5　受注者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良なる管理者の注意をもって当たるものとし、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

（返　　還）

6　受注者は、契約を終了したとき、または発注者が請求したときは、その保有する個人情報を直ちに発注者に返還しなければならない。

（立入検査及び調査）

7　発注者は、個人情報の管理状況について、随時立入検査、または調査し、受注者に対して必要な報告を求め、または委託業務の処理に関して指示を与えることができる。

（事故の報告）

8　受注者は、事故が生じたときには、直ちに発注者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（不良製品等の処分）

9　この契約による業務の処理中に不良、または不用な製品が発生したときは、受注者は、その発生数量、発生原因を発注者に報告し、その処分について、発注者と協議するものとする。

（損害賠償）

１０　受注者が前記、各条項に違反し、発注者に損害を与えたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

様式第4号の2(第10条関係)

個人情報取扱委託事務概要書

令和２年５月１４日現在

事務の名称	特別定額給付金事務 (個人情報取扱事務登録簿　　登録番号５)
事務の目的	基準日に住民基本台帳に記録されている者に対し、１０万円を給付する
所管課	政策企画課
対象者	基準日（令和２年４月２７日）時点で住民基本台帳に記録されている者（基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市区町村の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）
受託者の名称	富士通株式会社関西支社
委託事務の内容	特別定額給付金に係るシステム対応業務

基本的事項	経歴の状況	財産等の状況
□ 個人番号	□ 学業・学歴	□ 所得・収入
■ 氏　名	□ 職業・職歴	□ 資産の状況
■ 性　別	□ 資　格	□ 課税・納税
■ 生年月日等	□ 賞　罰	□ 取引の状況
□ 本籍・国籍	□ 成績・評価	□ 債務の状況
■ 住　所	□ 職業上の地位	□ 口座番号
□ 電話番号	□	□
□	□	□

心身の状況	生活の状況	制限記録項目
□ 家族状況	■ 家族状況	□ 思想・信条・宗教
□ 運動能力	■ 親族状況	□ 人種・社会的身分
□ 健康状態	□ 婚姻	□ 犯罪に関する事項
□ 傷病歴	□ 社会的活動	□ 審議会意見事項
□ 障　害	□ 趣味・嗜好	□
□ 写　真	□	□
□	□	

備　　考

業務番号	

業務委託契約書

大阪府島本町

日本政府
010000
印紙税
東MD1674

業務委託契約書

1	委託業務の名称	特別定額給付金に係るシステム対応業務
2	履行場所	大阪府三島郡島本町桜井二丁目１番１号　島本町役場
3	履行期間	令和２年５月１４日から令和２年９月３０日まで
4	業務委託料	十億　百万　千　円 ¥ 6 6 0 0 0 0 0
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥ 6 0 0 0 0 0
5	契約保証金	□ 契約保証金　円 □ 契約保証金に代わる担保の提供（保証の額　円） □ 有価証券等の提供（島本町財務規則第98条第1項） □ 金融機関等の保証（島本町財務規則第115条第2項第1号） ■ 免除（島本町財務規則第117条第３号による。） □ 公共工事履行保証証券による保証（保証の額　円） □ 履行保証保険契約の締結（保証の額　円） □ その他
6	適用除外条項	

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記６のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年５月１４日

大阪府三島郡島本町桜井二丁目１番１号
発注者　島　本　町
代表者　島本町長　山　田　紘　平

大阪市中央区城見二丁目２番６号
受注者　富士通株式会社　関西支社
支　社　長　　川　西　洋

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

３　発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第１２条に定める受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

６　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

８　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

１０　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、茨木簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（法令上の責任等）

第２条　受注者は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他関係法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）の規程を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）

第３条　この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務工程表の提出）

第４条　受注者は、この契約締結後１４日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者

は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前２項の規定を準用する。

4　業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第５条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第４号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関の保証

(4)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、業務委託料の１０分の１以上としなければならない。

3　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の１０分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5　第１項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

6　第１項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は当該保証契約をもって、この契約に基づき受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

（権利義務の譲渡等）

第６条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第７条　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2　受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3　受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前２項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

4　前３項の規定は、この契約が終了した後においても、同様とする。

（一括再委託等の禁止）

第８条　受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者

に委任し、又は請け負わせてはならない。

2　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4　受注者は、第２項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。

（特許権等の使用）

第９条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権の発明等）

第１０条　受注者は、業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。

2　前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

（監督職員）

第１１条　発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2　監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示

(2)　この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3)　この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(4)　業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3　発注者は、２名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5　この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（業務責任者）

第１２条　受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を

定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2　業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第１３条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（特定個人情報を取扱う者）

第１２条の２　受注者は、業務の履行において、特定個人情報を取扱う場合には、特定個人情報を取扱う者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

（業務責任者等に対する措置請求）

第１３条　発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第８条第２項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

（履行報告）

第１４条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（貸与品等）

第１５条　発注者が受注者に貸与し、又は支給する器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2　受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない

3　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4　受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5　受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第１６条　削除

（条件変更等）

第１７条　受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、

その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後１４日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第１８条 発注者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第２０条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第１９条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第２０条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第２１条　受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第２２条　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

３　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第２３条　履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第２１条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）

第２４条　業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第２５条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

３　発注者は、災害防止その他の業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費

用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（一般的損害）

第２６条　成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第１項、第２項若しくは第３項又は第２７条の２第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第２７条　業務の実施に伴い第三者に及ぼした損害（第３項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３　前２項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第２７条の２　成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下本条及び第４８条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第６項において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の１００分の１を超える額を負担しなければならない。

５　損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1)　業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2)　仮設物又は器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の１００分の１を超える額」とあるのは「業務委託料の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）

第２８条　発注者は、第９条、第１７条から第２２条まで、第２５条又は第２６条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第２９条　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3　受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4　発注者は、第２項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

5　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前５項の規定を準用する。

（減価採用）

第３０条　前条第６項の規定に関わらず、検査の結果、当該履行内容に僅少の不備がある場合で発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から修補が困難と認めたときは、相当の価格を減価の上、これを採用することができる。減価の額は発注者が定める。

（業務委託料の支払）

第３１条　受注者は、第２９条第２項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3　発注者が、その責めに帰すべき事由により第２９条第２項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果物の使用）

第３２条　発注者は、第２９条第４項若しくは第５項又は第３３条第１項若しくは第２項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3　発注者は、第１項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者の費用が増加し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加した費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。

（部分引渡し）

第３３条　成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第２９条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第５項及び第３１条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2　前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第２９条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第５項及び第３１条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3　前２項の規定により準用される第３１条第１項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、発注者と受注者とで協議して定める。ただし、発注者が、前２項において準用する第２９条第２項の検査の結果の通知をした日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（部分引渡しに係る業務委託料の不払に対する業務中止）

第３４条　受注者は、発注者が第３３条において準用される第３１条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中断した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第３５条　発注者は、第３０条による場合を除き、成果物が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないものでるときは、受注者に対してその修補、代品との取替え又は不足分の引渡しに

よる追完を請求することができる。

2　前項の場合において、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は、発注者が請求した方法と異なる方法による追完をすることができる。

3　第１項において受注者が負うべき責任は、第２９条第２項（第３３条第１項又は第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

4　第１項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて催告をし、その期間内に追完がなされないときは、発注者は、当該不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　追完が不能であるとき

(2)　受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

(3)　契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前各号に掲げる場合のほか、発注者が催告しても、契約の目的を達するのに足りる追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

5　第１項及び前項の規定にかかわらず、当該不適合が、貸与品等の性質又は発注者の指示で生じたものであるときは、発注者は、当該不適合を理由として、追完又は代金の減額の請求をすることができない。ただし、受注者がその貸与品等又は発注者の指示が不適当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第３６条　受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、発注者が履行期間後に完了する見込があると認めたときは、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求することができる。

2　前項の延滞違約金の額は、業務委託料（第３０条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額）から第３３条に規定する部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3　発注者の責めに帰すべき事由により、第３１条第２項（第３３条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

第３７条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料１０分の２に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1)　受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第４９条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第６２条第１項に規定する納付命令（同法第７条の２第４項又は第２０条の２から第２０条の６までの

規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第６３条第２項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。

(2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が、示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第３条若しくは第８条第１号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第９６条の６に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

3 第１項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から、支払の日における民事法定利率（民法第４０４条第３項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。）の割合による利息を付さなければならない。

（発注者の解除権）

第３８条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく第３５条第１項に定める追完がなされないとき。

(4) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。

(5) 前各号のほか契約事項に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 第６条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(2) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。

(3) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 受注者が第４６条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 島本町暴力団排除条例（平成２６年島本町条例第８号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(10) 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

(11) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

３　前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

（誓約書の提出）

第３９条　受注者及び暴力団排除条例第７条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第４０条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除する。

(1) 暴力団排除条例第８条第１項第６号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

(2) 暴力団排除条例第８条第１項第７号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人との契約の解除の求めを拒否したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第４１条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 第３８条の規定によりこの契約が解除された場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）

(2) 第４０条の規定によりこの契約が解除された場合

(3) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第３号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法

律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（契約解除に伴う損害賠償金）

第４２条　前条第１項に規定する場合（前条第２項によりみなされた場合を含む。）において、発注者に生じた損害額が、前条第１項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（発注者の損害賠償請求）

第４３条　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

⑴　第３５条第１項に規定する契約不適合があるとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（契約不適合の担保期間）

第４４条　引渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、追完、損害賠償及び業務委託料の減額の請求並びに契約の解除は、発注者がその不適合を知ったときから１年以内に受注者に通知しなければ、することができない。ただし、発注者が成果物の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（業務完了前の発注者の任意解除権）

第４５条　発注者は、業務が完了するまでの間は、第３８条第１項、同条第２項及び第４０条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第４６条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

⑴　第１８条の規定により設計図書等を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

⑵　第１９条の規定による業務の中止期間が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

⑶　発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（解除の効果）

第４７条　この契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第３３条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第３３条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、

発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3　前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第４８条　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2　受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第３３条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第２項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、器具、仮設物その他の物件（第８条第２項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3　前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

⑴　業務の出来形部分に関する撤去費用等はこの契約の解除が第３８条又は第４０条の規定によるときは受注者が負担し、第４５条又は第４６条の規定によるときは発注者が負担する。

⑵　器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

4　第２項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第１号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

5　第１項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第３８条又は第４０条の規定によるときは発注者が定め、第４５条又は第４６条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第１項後段及び第２項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（保険）

第４９条　受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第５０条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期日を経過した日から業務委託料の支払いの日まで年２．６パーセントの割合で計算した利息を付した額を発注者の支払うべき業務委託料から相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2　前項の追徴をする場合において、発注者は、受注者から遅延日数につき年２．６パーセントの

割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

（人権啓発研修）

第５１条　受注者は、この契約に基づき受託業務に従事する者が基本的人権について正しい認識を持って当該業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うものとする。

（個人情報の保護）

第５２条　受注者は、個人情報の保護に関し、島本町個人情報保護条例（以下「条例」という。）第１６条第１項に基づく次の事項を順守しなければならない。

(1)　提供資料等の厳重な保管及びその運搬にあたっては責任者が細心の注意を持って行うこと。

(2)　提供資料等の目的外利用の禁止

(3)　提供資料等の複写及び複製の禁止

(4)　事故発生時の報告の義務

(5)　提供資料等の返還義務

(6)　知り得た個人情報に関し、条例第２８条等の罰則の規定に抵触したときは処罰される場合がある。

（消費税等額の変動）

第５３条　この契約締結後、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

（契約外の事項）

第５４条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。